

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)を下記のとおり改正し、平成30年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添 1 第 2 章 第 3 部 第 1 節 第 1 款 D O O 7 中 (53) を (54) とし、(19) から (52) を 1 ずつ繰り下げ、(18) の次に次のように加える。

- (19) 遊離カルニチン及び総カルニチン
 - ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D007」血液化学検査の「24」 LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算定する。
 - ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月 に1回を限度として算定する。

- エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。
- オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊分析の「8」先天性代謝 異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D007 血液化学検査	D007 血液化学検査
(1)~(18) (略)	(1)~(18) (略)
(19) 遊離カルニチン及び総カルニチン	(新設)
<u>ア</u> 遊離カルニチン及び総カルニチンは、区分番号「D00	
<u>7」血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点</u>	
数に準じて算定する。	
<u>イ</u> 本検査は、酵素サイクリング法により測定した場合に算	
<u>定する。</u>	
<u>ウ</u> 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のた	
めに実施する場合は、月に1回を限度として算定する。	
工 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている	
筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患	
者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児	
患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanc	
oni症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカル	
ニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検	
査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。	

- オ 同一検体について、本検査と区分番号「D010」特殊 分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、 主たるもののみ算定する。
- <u>カ</u> 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

 $(\underline{20}) \sim (\underline{54}) \quad (\mathbf{8})$

 $(\underline{19}) \sim (\underline{53}) \quad (\mathbf{8})$